

藤枝市駅南自転車駐車場の指定管理者の指定について

藤枝市駅南自転車駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

施設の名称 藤枝市駅南自転車駐車場
指定管理者 藤枝市駅前二丁目 1 番 5 号
株式会社 まちづくり藤枝
代表取締役 山田 壽久
指定の期間 平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで